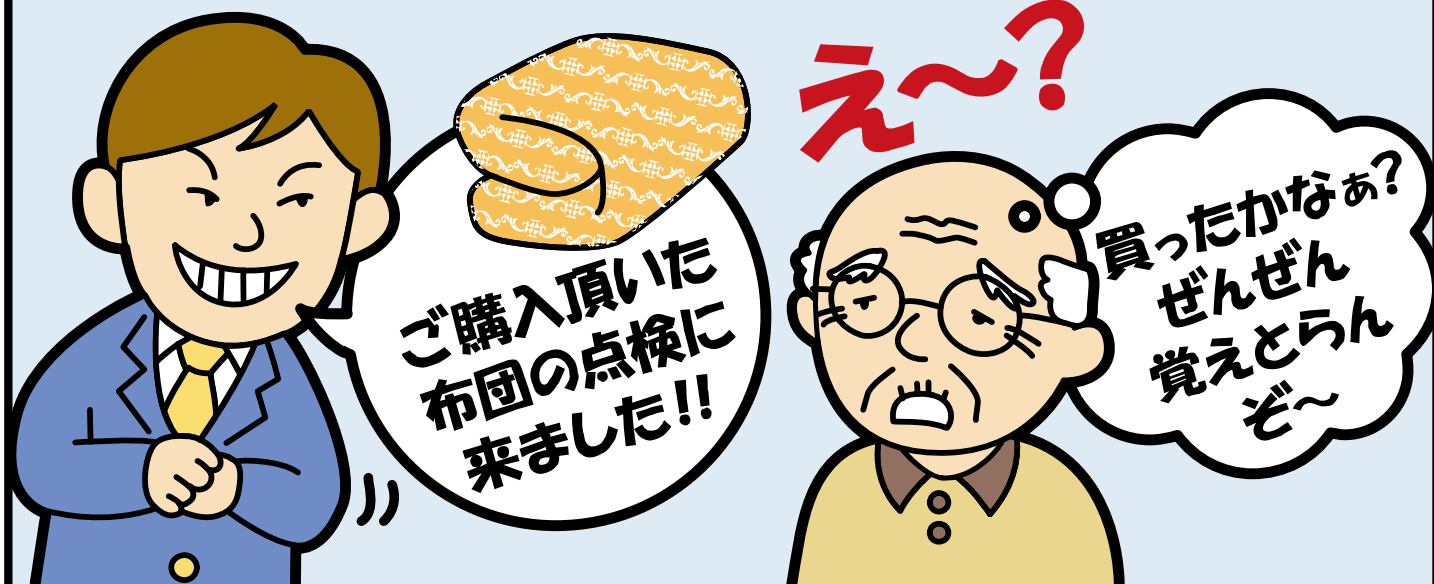


「以前はお世話になりました」と見知らぬセールスマンがきた…



「布団を見せて欲しい」と言われて不審。

「突然『布団の保証期間が過ぎたので点検にきた』と来訪をうけたが、断ってもなかなか帰ってくれない。『また来る』と言われた」との相談が入りました。

訪問販売では、消費者が「いらないから帰って」と、はっきりと断っている場合、事業者が引き続き勧誘をすることは法律や条例で禁止されています。

また同じ事業者の訪問をうけた場合、ドアを開けずに毅然と断わり、消費者センターに相談していることを告げるように助言しました。

トラブルの相談は早めに札幌市消費者センター(☎728-2121)又は消費者ホットライン(☎188)へ